

## 急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を求める決議

急傾斜地の保全や防災工事は、本来、急傾斜地の所有者等が自ら実施するものであるが、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の制定により「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された区域の中で一定の要件を満たす場合には、土地所有者等に代わって県が工事を実施することが可能となった。

しかし、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定については、県の指定基準を満たしていることが必要であり、指定の対象とならない場合には、現在でも土地所有者が多大な費用を負担しなければならない。本町においても未だ防災工事が実施されていない急傾斜地も散見される。

本町議会は、近年の気象災害等に対処し、住民の生命・財産を将来にわたって守る観点から、次のとおり急傾斜地崩壊対策事業の積極的な推進を求める。

- 1 急傾斜地崩壊による被害を防止し、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進を図るため、土地所有者等が負担する急傾斜地崩壊対策工事費用の一部を助成する本町独自の補助制度を創設すること。
- 2 急傾斜地崩壊対策事業については、県との連携を図りながら「急傾斜地崩壊危険区域」の指定基準の緩和などについて検討するとともに、引き続き、防災工事の積極的な推進に努めること。

以上、決議する。

令和3年6月15日

愛 川 町 議 会